手続名

第十一回戦没者の遺族に対する特別弔慰金

担当課・係(連絡先)

福祉政策課 地域福祉係(049-251-2711 内線333)

手続説明

・概要

第十一回特別弔慰金は、令和2年4月1日を新たな基準日とし、同日において年金給付の受給権者がいない場合に、先順位者の遺族1名に特別弔慰金を支給します。

- 要件
- ①基準日より前(令和2年3月31日まで)に、軍人、軍属、準軍属が死亡していること。
- ②基準日(令和2年4月1日)に、その戦没者等の死亡に関し、公務扶助料等の年金の受給権を有する者が遺族の中に一人もいないこと。
- ③基準日(令和2年4月1日)までに、援護法の弔慰金の受給権を取得していること。
- 提出期限

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類

⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。 https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi tetsuzuki/mynumber/mynamber seido/maina

- 提出書類
- ①戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
- ②第十一回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
- ③戦没者等の遺族の現況等についての申立書
- ④特別弔慰金請求同意書
- ⑤戸籍謄本(抄本)

手続詳細URL

 出張所での取扱い
 木曜延長・休日開庁の取扱い

 なし
 なし